

<p style="text-align: center;">特定生活関連施設の例示 (別表第三 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則第四条関係)</p>	<p style="text-align: center;">届出対象規模 (床面積の合計)</p>
一 建築物	
学校（専修学校及び各種学校を含む。）	すべての規模
病院又は診療所（患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が200㎡以上のものに限る。）	すべての規模
劇場、映画館又は演芸場	500㎡以上
観覧場	すべての規模
集会場又は公会堂	すべての規模
展示場	すべての規模
卸売市場	500㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア（※1）を除く。）	200㎡以上
コンビニエンスストア（※1）のうち、地上階に売場を有するもの	150㎡以上
ホテル又は旅館	200㎡以上
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署その他の公共的施設	すべての規模
事務所	500㎡以上
映画スタジオ又はテレビスタジオ	500㎡以上
共同住宅又は寄宿舎	1,000㎡以上
下宿	200㎡以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	すべての規模
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべての規模
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	すべての規模
公衆浴場	200㎡以上
飲食店	200㎡以上
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	500㎡以上
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上
銀行その他の金融機関の店舗	すべての規模
郵便局	すべての規模
一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗	すべての規模
工場	500㎡以上
火葬場	500㎡以上
自動車車庫	500㎡以上
公衆便所	すべての規模
二 小規模建築物	
診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）、薬局、理髪店又は美容院	200㎡未満（※2）
コンビニエンスストア（※1）	150㎡未満（※2）
物品販売業を営む店舗（薬局及びコンビニエンスストア（※1）を除く。）若しくは飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗又は公衆浴場	100㎡以上 200㎡未満（※2）

※1：飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗で、その売場面積が30㎡以上のものをいう。

※2：車庫等床面積を除く。

※3：「一 建築物」においては、同じ行に記載の用途（類似用途）が含まれる複合建築物の場合は、それぞれの面積を合算して判断します。なお、「二 小規模建築物」においては、同じ行に記載の用途が類似用途を示すものではないので、「一 建築物」の類似用途の判断に基づきそれぞれの面積を合算して判断します。